

地方税法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 第一条による改正（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号））

<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p style="text-align: center;">（特別徴収票）</p> <p>第二条の五の二 退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける者の各人別に、第五号の十四様式及び第五号の十四の二様式による特別徴収票を作成し、第五号の十四様式による特別徴収票を退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在におけるその者の住所所在地の市町村長に提出し、第五号の十四の二様式による特別徴収票を退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。ただし、法人（人格のない社団又は財団を含む。）がその役員（相談役、顧問その他これらに類する者を含む。）に対して支払う退職手当等以外の退職手当等については、特別徴収票は、市町村長に提出することを要しない。</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p style="text-align: center;">（特別徴収票）</p> <p>第二条の五の二 退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける者の各人別に、第五号の十四様式による特別徴収票二通を作成し、一通を退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在におけるその者の住所所在地の市町村長に提出し、他の一通を退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。ただし、法人（人格のない社団又は財団を含む。）がその役員（相談役、顧問その他これらに類する者を含む。）に対して支払う退職手当等以外の退職手当等については、特別徴収票は、市町村長に提出することを要しない。</p> <p>2 略</p>

第二条による改正（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第九十六号））

改正後	改正前
<p>地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第九条の六第一号中「<u>及び法人番号</u>」を加え、同条第二号中「<u>及び生年月日</u>」を「<u>生年月日及び個人番号</u>」に改める。</p> <p>（後略）</p>	<p>地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第九条の六第一号中「<u>及び住所</u>」を「<u>住所及び個人番号</u>」に改め、「<u>名称</u>」の下に「<u>及び法人番号</u>」を加える。</p> <p>（後略）</p>

附則第三条による改正（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第八十五号））

改 正 後	改 正 前
<p>（地方税法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第四十四号様式別表二の表を次のように改める。</p> <p>〔第四十四号様式別表二の表〕挿入</p> <p>（中略）</p> <p>第四十四号様式別表三の表を次のように改める。</p> <p>〔第四十四号様式別表三の表〕挿入</p> <p>（後略）</p>	<p>（地方税法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第四十四号様式別表二の表を次のように改める。</p> <p>〔第四十四号様式別表二の表〕挿入</p> <p>（中略）</p> <p>第四十四号様式別表三の表を次のように改める。</p> <p>〔第四十四号様式別表三の表〕挿入</p> <p>（後略）</p>